

(二) 差押禁止債権の範囲変更の手續に関する規定

裁判所書記官が、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、差押禁止債権の範囲変更の手續に関する事項を教示しなければならぬこととする。同時に、給与等の債権が差し押さえられた場合において、原則として、債務者が差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることができ期間を四週間、に延長することとした。(第一四五条第四項及び第一五五条第二項関係)

二 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正関係
申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を、改正後の民事執行法に基づく国内の子の引渡しの強制執行に関する規定と同内容のものに改め、執行裁判所、執行官及び返還実施者について、国内の子の引渡し及び直接的な強制執行における執行裁判所及び執行官の責務の規定を準用することとした。(第一三六条、第一三八条第二項、第一四〇条第一項及び第一四一条第三項関係)

三 その他
この法律の制定に伴い、所要の経過措置に関する規定を設けるとともに、関係法律について規定の整備をすることとした。(附則第二條、第二〇条関係)

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特許法等の一部を改正する法律(法律第三号)(経済産業省)

一 特許法の一部改正関係
1 特許権侵害により生じた損害の賠償額の算定方式の見直し

(一) 侵害者が譲渡した物の数量に基づく損害額の算定について、特許権者等の実施の能力を超える部分に係る数量又は特許権者等が販売することができないとする事情に相当する数量があるときは、これらの数量に応じた特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を損害の額に加えることができることとした。(第一〇二条第一項関係)

(二) 特許権者等がその特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額の認定に当たり、自己の特許権等に係る特許発明の実施の対価に

ついて、特許権等の侵害があったことを前提として、当該特許権等を侵害した者との間で合意をするとならば、当該特許権者等が得ることとなるその対価を考慮することができるとした。(第一〇二条第四項関係)

2 査証制度の創設
特許権侵害訴訟において、当事者の申立てにより裁判所が指定する査証人が、立証されるべき事実の判断に必要な証拠の収集を行うための査証を断行し、裁判所に報告書を提出する制度を創設することとした。(第一〇五条の二、第一〇五条の二の一〇関係)

二 実用新案法の一部改正関係
実用新案権侵害により生じた損害の賠償額の算定方式について、一の1と同様の改正を行うこととした。(第二九条第一項及び第四項関係)

三 意匠法の一部改正関係
1 意匠法の保護対象の拡充等

(一) 意匠の定義を見直し、建築物及び画像を保護の対象とすることとした。(第二一条第一項関係)

(二) 意匠に係る画像の作成を実施の定義に追加する等、意匠の実施の定義の見直しを行うこととした。(第二二条第二項関係)

2 意匠登録に係る創作非容易性水準の引上げ
頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等又は画像から容易に創作できた意匠については、意匠登録を受けることができないこととした。(第三二条第二項関係)

3 意匠登録出願
意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならないこととした。(第七七条関係)

4 組物の意匠の拡充
組物を構成する物品、建築物若しくは画像又はこれらの部分に係る意匠が、組物全体として統一があるときは、一意匠として意匠登録を受けることができることとした。(第八二条関係)

5 内装の意匠の導入
施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠が、内装全体として統一的美観を起させるときは、一意匠として意匠登録を受けることができることとした。(第八八条の二関係)

6 関連意匠制度の見直し
(一) 本意匠の意匠登録出願の日から一〇年を経過する日以前に出願された関連意匠について、意匠登録を受けることができることとした。(第一〇一条第一項関係)

(二) 関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖して類似する意匠について、意匠登録を受けることができることとした。(第一〇一条第四項関係)

7 優先権主張に必要な書類等が所定の期間内に提出されなかったときは、特許庁長官がその旨を通知するとともに、所定の期間が経過した後であっても、一定の期間内に限り当該書類等を提出することができることとした。(第一五一条第一項及び第六〇条の一〇関係)

(二) 優先期間内に意匠登録出願をすることができなかったことに正当な理由があるときは、一定の期間内に限り当該優先権主張をすることができるとした。(第一五一条第一項及び第六〇条の一〇第一項関係)

(三) 所定の期間内に意匠登録出願手続をすることができなかったときは、当該期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその延長を請求することができることとした。(第六八条第一項関係)

意匠権の存続期間の変更
意匠権の設定の登録の日から二〇年として意匠権の存続期間について、意匠登録出願の日から二五年に変更することとした。(第二二一条関係)

9 意匠権の侵害とみなす行為の見直し
(一) 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であつて当該登録意匠等の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠等であること及び当該物がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として、当該製造に用いる物の製造等をする行為を、侵害とみなす行為とすることとした。(第三八条第二号関係)

(二) 建築物及び画像について、侵害とみなす行為を規定することとした。(第三八条第四号、第九九条関係)

◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(法律第四号)(国土交通省)

1 特定建築物の範囲の拡大
建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲を、非住宅部分の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模以上である建築物に拡大することとした。(第一一条関係)

2 計画の届出制度の合理化
建築主による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の所管行政庁への届出期限を、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査であつて建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を併せて提出する場合においては、三年以上二日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前までとすることとした。(第一九条関係)

10 意匠権侵害により生じた損害の賠償額の算定方式について、一の1と同様の改正を行うこととした。(第三九条第一項及び第四項関係)

四 商標法の一部改正関係
1 通常使用権の許諾制限の撤廃

国、地方公共団体又は非営利の公益団体等が有する自らを表示する著名な商標の商標権について、他人に通常使用権を許諾することができるとした。(第三一条第一項ただし書関係)

2 商標権侵害により生じた損害の賠償額の算定方式について、一の1と同様の改正を行うこととした。(第三八条第一項及び第四項関係)

3 国際商標登録出願に係る補正手続の期間の延長
国際商標登録出願について、拒絶理由の通知を受けた後、その事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、指定商品又は指定役務について補正をすることができるとした。(第六八条の二八第一項関係)

五 施行期日等
1 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第二條、第四四関係)

2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。